

実質化された人・農地プラン（令和2年度見直し）

市町村名	対象地区名／地域名	当初作成年月	直近の更新年月日
青森市	後潟 (四戸橋・後潟・六枚橋・小橋・左堰)	平成25年1月	令和3年3月26日

1. 対象地区の現状

<p>水田は基盤整備され、水稻を中心に小麦、そば、野菜や花きなどが栽培されており、認定農業者による規模拡大や集落営農組織の法人化による農地集積が進み、農地利用率は高い。基盤整備完了から約40年経過し、暗渠等のほ場設備の老朽化による排水不良がみられるほか、用水に関しては各農業者が管理しており、徹底された管理がされていないため用水が使用できないことがある。畑作の農業者の減少がみられ、新幹線から山側にかけての農地に一部耕作放棄地がみられる。</p>	
① 地域内の耕地面積	811.9 ha
② アンケート調査等に回答した地域内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	608.8 ha
③ 地域内における50歳以上の農業者の耕作面積の合計	347.1 ha
1) うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	158.3 ha
2) うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 ha
④ 地域内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	225.0 ha

2. 対象地区の課題

課 題	概 要
① 用排水に関する課題	老朽化による暗渠排水不良の改善が必要なほか、地域としてまとまりのある用水管理を徹底していく必要がある。
② 耕作放棄地に関する課題	畑作の中心経営体を確保し、耕作放棄地の解消を図る必要がある。
③ 基盤整備に関する課題	ほ場設備の老朽化や機械の大型化に対応するため、再度の基盤整備を検討する必要がある。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>当該地域の農地利用は、本プランに中心経営体として位置づけられた経営体が担い、認定農業者や認定新規就農者の受入を促進することにより対応していくほか、関係機関との連携強化により基盤整備の実施等を検討しながら、分散錯圃や耕作放棄地の解消を図っていく。</p>

4. 今後の地域農業のあり方（3の方針を実現するために必要な取組に関する方針）

<p>今後、水田農業を維持・発展させるため、関係機関との連携強化により集落営農組織の法人化を進め、生産コスト削減、農作業の受委託などによる農地の流動化を促進するとともに、基盤整備の再実施等による分散錯圃や耕作放棄地の解消を図るほか、そばや野菜の転作作物の定着化・高付加価値化および水田利用率の向上に向けた飼料用米等の生産の拡大を推進し、6次産業化を検討しながら、中心経営体の経営安定を図っていく。また、安定した用水利用を行うため、入作の用水利用者に対し、地域での話し合い等への参加を促し、用水管理の改善を図っていく。</p>
--

5. 今後の地域の中心となる経営体の状況

○経営体数	34 経営体
法人	7 経営体
個人	25 経営体
集落営農（任意組織）	2 組織